

所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表いたします。

【算定条件】

- 1.所定疾患施設療養費（Ⅱ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回算定するものである。1月に連続しない1日を10回算定することは認められないこと。
- 2.所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 3.所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
- 4.肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- 5.算定する場合にあっては、診断名および診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用にあたっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び、带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- 6.当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- 7.当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎・尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講したものとみなす。

【令和 5 年度算定状況（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）】

イ 肺炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	2	3	2	3	0	3	1	8	6	5	0	2	35
日数	14	23	19	21	0	19	5	54	43	33	0	14	245

ロ 尿路感染症

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	1	5	1	0	4	6	6	5	2	1	0	1	32
日数	3	23	10	0	22	41	37	33	14	6	0	2	191

ハ 带状疱疹

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3
日数	6	0	0	0	0	5	0	0	4	0	0	0	15

ニ 蜂窩織炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
日数	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	10

【治療内容】

肺炎：血液検査、胸部レントゲン、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴注射（生食＋セフトリアキソン Na1g、生食＋ホスホマイシン 2g）、
内服（フロモックス、レボフロキサシン）、水分補給（点滴、経口補水）、喀痰吸引など診察結果に基づいた必要な治療
尿路感染症：血液検査、検尿、一般沈査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴注射、内服（フロモックス、レボフロキサシン）、水分補給（点滴、経口補水）
など診察結果に基づいた必要な治療
带状疱疹：抗ウイルス剤の点滴注射、消炎鎮痛剤を用いた必要な治療
蜂窩織炎：抗ウイルス剤の点滴注射、消炎鎮痛剤を用いた必要な治療